

筑波山地域ジオパークロゴマークの使用に関する要項

(目的)

第1条 この要項は、筑波山地域ジオパークロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、別図のとおりとする。

2 ロゴマークは、変形したり、指定の色以外の色を用いたりするなど、使用者がみだりに改変して使用することはできない。

3 前項の規定にかかわらず、あらかじめ承認を受けたときは、同一性を損なわない範囲内でのアレンジをしたロゴマークを使用することができるものとする。

(ロゴマークに関する権利)

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は、筑波山地域ジオパーク推進協議会(以下「協議会」という。)に帰属する。

(ロゴマークの使用)

第4条 ロゴマークを使用しようとするときは、あらかじめ筑波山地域ジオパークロゴマーク使用許諾申請書(様式第1号)により協議会の会長(以下「会長」という。)に申請しなければならない。

(ロゴマーク使用許諾等)

第5条 会長は、前条の規定によりロゴマークの使用許諾の申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、筑波山地域ジオパークロゴマーク使用許諾通知書(様式第2号)によりロゴマークの使用を許諾するものとする。

2 会長は、前条の規定によりロゴマークの使用許諾の申請があったときは、その内容を審査し、適正でないと認めるときは、筑波山地域ジオパークロゴマーク使用不許諾通知書(様式第3号)により使用を許諾しないものとする。

(使用の制限)

第6条 ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を禁止す

る。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の政治活動、思想活動又は宗教活動に利用し、又は助長するおそれがあると認められるとき。
- (3) 自己の商標、意匠その他これに類するものとして使用し、又は使用するおそれがあると認められるとき。
- (4) ロゴマークの使用が第三者の権利を侵害し、又は侵害するおそれがあると認められるとき。
- (5) 協議会又はロゴマークの信用又は品位を害し、又は害するおそれがあると認められるとき。
- (6) その他前各号に準じる理由によりロゴマークの使用が不相当と会長が認めるとき。

(無償使用)

第7条 ロゴマークは、無償で使用させるものとする。

(庶務)

第8条 この要項に関する庶務は、協議会事務局が行う。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要項は、平成29年8月23日から適用する。

附 則 (令和2年3月一部改正)

この要項は、令和2年4月1日から適用する。

(別図)

筑波山地域ジオパークロゴマーク



	C: 60% M: 0% Y: 100% K: 0%
	C: 80% M: 0% Y: 0% K: 0%
	C: 60% M: 30% Y: 0% K: 0%



	C: 60% M: 0% Y: 100% K: 0%
	C: 80% M: 0% Y: 0% K: 0%
	C: 60% M: 30% Y: 0% K: 0%



	C: 60% M: 0% Y: 100% K: 0%
	C: 80% M: 0% Y: 0% K: 0%



	C: 60% M: 0% Y: 100% K: 0%
	C: 80% M: 0% Y: 0% K: 0%
	C: 60% M: 30% Y: 0% K: 0%



- K: 80%
- K: 60%
- K: 70%



- K: 80%
- K: 60%
- K: 70%



- K: 80%
- K: 60%



- K: 80%
- K: 60%
- K: 70%